

# 福祉 CHIRIA



共同募金は、今年で60年目を迎えました。

特集 2.3

**おまかせください!**  
福祉サービス利用者支援!!千葉県社協が取り組む「改革三事業」

特集 4.5

**これって愛なの?…それともDV(ドメスティックバイオレンス)!?**  
~DVについて、どのくらい知っていますか?~

嫉妬深く、ささいなことでやきもちをやく彼の、彼女のそんな行為は愛情か?支配欲か?

県社協ニュース 6 情報フラッシュ 7 当店こだわりの一品シリーズ(11) 8  
紙好き工房 空と海



おまかせください！



# 福祉サービス利用者支援!! 千葉県社協が取り組む「改革三事業」

平成12年に社会福祉法が公布されました。この間にすすめられてきた社会福祉基礎構造改革は、社会福祉事業の概念等を大きく変えました。

特に、「福祉サービス」は、行政機関が福祉サービスを利用する人を措置（昭和26年から平成11年まで）する制度から、個人が福祉サービス提供者と契約を結ぶ制度となりました。また、「介護サービス」の利用については、平成9年12月に成立した介護保険法で、利用者が介護保険料を支払い、能力に応じた利用料負担を求められることになりました。

そして、「福祉サービス」の不满や苦情等をサービス提供者（社会福祉施設）に申し出る苦情解決制度を設けることができるようになりました。その制度とは、第三者委員（第三者）（苦情解決責任者施設長）、苦情受付担当者（主任）が利用者及び家族などからの苦情などについて対応するというものです。

利用者保護の政策により福祉サービスを利用する人々が、安心して地域でその人らしく暮らすために、福祉サービスの利用援助の支援が始まりました。

都道府県社会福祉協議会は、この

改革三事業といわれている 地域福祉権利擁護事業（千葉県後見支援センター・基幹的社協）、福祉サービス

第三者評価事業（利用者の福祉サービスの選択に資するため福祉サービスの質の向上）、千葉県運営適正化委員会（苦情解決事業）に積極的に取り組むことになりました。制度が始まり5年が経過しました。その活動と実績をお知らせいたします。

## 地域福祉 権利擁護事業



高齢者・障害者の自立した地域生活を支援します

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者や、障害等により判断能力に不安のある方々が、地域で安心して暮らせるように、高い公共性を持つ社会福祉協議会がお手伝いする制度です。

福祉サービスの利用にあたっては、自らがサービス事業者やサービス内容を選び、事業者と対等な

基幹的社協等一覧

基幹的社協等	TEL
ちばし権利擁護センター	043-222-3910
まつど広域後見支援センター	047-368-0349
かしわ広域後見支援センター	04-7165-1144
あさひ広域後見支援センター	0479-62-2944
きみつ広域後見支援センター	0439-55-0454
さくら広域後見支援センター	043-484-0698
ふなばし高齢者等権利擁護センター	047-431-7560
成田市社会福祉協議会	0476-27-7755
八千代市社会福祉協議会	047-483-3022
習志野市社会福祉協議会	047-452-4161
浦安市社会福祉協議会	047-355-5271
いちかわ社協てのぼサポート	047-320-4001
千葉県後見支援センター	043-204-6012

関係で契約をする必要がありますが、判断能力が十分でなく、適切に福祉サービスを利用できないのでは困ります。そこで社会福祉協議会が地域の福祉サービスの情報を伝えたり各種相談にのって助言をしたり連絡調整をして、その人の立場に立つて事業者との利用契約や利用料の支払い等をお手伝いします。

この事業はこれらの「福祉サービスの利用援助」と日常生活に必要な利用料の支払いや公共料金の振込み等の金銭に係わる、「財産管理サービス」、大事な通帳等を安全な場所に保管する「財産保全サービス」があります。これらを利用者に提供し、できるだけ自立して地域で生活が送れるよう基幹的社協等の専門員と生活支援員が援助します。県内の契約件数は713件、相談件数は29079件で、年々増加しております。（平成18年8月末現在）

また千葉県後見支援センターでは成年後見制度に関する相談も受け

付けております。

地域福祉権利擁護事業サービス利用料

福祉サービス 利用援助/ 財産管理サービス	1時間未満	500円
	1時間30分未満	1,000円
	2時間未満	1,500円
財産保全	年額	3,000円
年会費	年額	3,600円
交通費	30分未満	無料
	30分以上1時間未満	500円

## 福祉サービス 第三者評価事業



求められているのは良質で適切、そして選べること

福祉サービスの基本的理念は個人の尊厳の保持であり、利用者の自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切でなければなりません（社会福祉法第三条）。

そして、そのために事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うなどにより、利用者の立場に立つて良質かつ適切なサービス提供に努めることとなっています（同七十八条）。

サービスの利用者が、良質で自分に合ったサービスを自ら選んで利用できるよう、間接的に支援するシステムとして、「福祉サービスの第三

者評価」と「介護サービス情報の公表」があります。

## いくつではありません 第三者評価

第三者評価は、事業者でもなく利用者でもない、いわゆる第三者が一定の基準や手法のもとに、客観的に事業者の提供するサービスについて評価を行うものです。

事業者が県の認証を受けた評価機関と契約し、事業者自身による自己評価および、評価機関の評価調査員による訪問調査、書面調査、利用者調査を行います。県の定める項目の評価基準に基づいて、サービスの質の達成度をABCの3段階で評価するとともに、サービスの特に優れている点や改善を要する点を明確にすることで、質の向上を促していくものです。

ABC評価であっても、点数付けによる「星いくつ」のような格付けや画化を目的としたものではなく、事業者が自らのサービスの改善点に気づき、質の向上のために主体的に取り組むように促すことを旨としており、受審は任意です。結果は県のホームページで公表されます。千葉県には、現在15の評価機関があり、平成18年度から実施が始まっています。千葉県社協も、本年度中には県の評価機関としての認証を受けて来年度から実施していくことを目指しています。

詳しくは県のHP

www.pref.chiba.lg.jp/shozoku/c-shahuku

評価項目なども掲載されています。

### 応援団としての評価機関

グループホーム外部評価

第三者評価事業のうち、認知症高齢者グループホームについては独自の経緯があり、全てのホームは年に一度、外部の責(県が選定した評価機関)により介護サービスの評価を受けることが厚生労働省令で義務づけられています。

事業者と評価機関との契約によること、自己評価を前提としていること、書面調査及び訪問調査、家族等のアンケートを実施することなど、他の第三者評価と手法は似ています。

グループホームのみ受審が義務化されているのは、入居者本人が認知症であることから意思を伝えることが難しく、何か問題があっても表面化しにくいこと、小規模で家庭的という本来の長所が、運営のあり方によっては密室化という短所になる危険性も指摘されているという状況があったからです。

千葉県社協では平成17年度から評価機関として活動しており、本年度は60ヶ所の評価を行う予定です。評価結果はインターネット(福祉医療機構のW.A.M.N.E.T)で公表されます。

http://www.wam.go.jp

外部評価の実施を通して、サービスの質の向上と利用者の安心確保のための応援団となることも、地域社会に向け、認知症ケアとグループホームについての理解を促進することを目指しています。

### 標準化された事業者情報

介護サービス情報の公表

介護保険のサービスは利用者との事業者の対等な関係のもとに、利用者が自ら事業者を選択し直接契約することによって利用するものです。そのためには十分なサービスの量と、内容を比較して選択の判断をするための情報が必要です。

サービスの量は、多様な事業者の参入により急速に増えてきましたが、情報については、適切な情報を適切な形で提供する仕組みの整備が必要とされてきました。そこで平成18年4月から、介護保険事業者が提供するサービスの内容及び運営状況に関する情報の公表が、介護保険法において義務づけられました。

事業者は年に一回、全国一律の項目による情報を県に報告し、県の指定調査機関による事実確認のための調査を経て、その情報が県のHPで公表されることとなりました。「介護サービス情報の公表」は、調査によって確認された客観的な事業者情報を提供するものであり、第三者評価とは異なります。

千葉県社協は県内に19団体ある指定調査機関の一つとして、本年度は115ヶ所程度の調査を行う予定です。介護サービス情報は、調査を終えた事業所分から順次公表されています。

介護サービス情報公表のHP

http://kaigo.pref.chiba.lg.jp

## 千葉県運営適正化委員会



より良い福祉サービスに  
つなぐために

運営適正化委員会は、社会福祉法第八十三条の規定により平成12年7月に設置され、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保すること「及び、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決すること」という二つの事業を実施しておりますが、利用者支援という観点から苦情解決事業の現状について紹介します。

まず苦情受付件数ですが、平成17年度までの件数が下表のとおり511件と各都道府県の中でも常に上位であり、中でも件数の多いのが「高齢者」分野に関する家族からの苦情です。

全国的には「職員の接遇」に関する苦情が約3割と一番多くなっておりますが、千葉県の場合は「サービスの質や量」に関する苦情が約4割を占めており、その解決の方法では

申し出入に代わってサービス提供事業者に伝える、解決のための調整をする等の「その他」以外では、苦情を傾聴しアドバイス等を行う「相談・助言」が多くなっています。

苦情相談の一例を紹介します。

障害者施設を利用している家族の方から、匿名での電話による相談です。

「私の子は成人していますが、障害のため家では暮らすことができません施設に入所しています。その施設から寄付金の申し出がありました。施設が苦しく回答をしないでそのままにしていて、たところ、施設に預けた子どもが、施設の年金が入る通帳から勝手に30万円が引き出されています。」

施設側では、同意書を示し「本人が了承した」と言っています。が毅然としません。

「どうしたら良いでしょうか。」という内容でした。

この例は、数日して、この施設を利用できなくなってしまうと困るから取り下げて欲しい」という連絡が入り、予定していた事情調査をやむなく取りやめました。

このような古くて新しい例は、今後障害者自立支援法の施行に伴い更に増えることが予想されます。運営適正化委員会では、苦情解決事業を通して福祉サービスを利用して

平成12年からの苦情受付件数及び解決の方法

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	合計	全国
相談助言	7	28	18	49	39	46	187	5938
紹介伝達	14	10	18	22	11	8	83	2143
あっせん	1	0	0	1	0	0	2	76
知事通知	0	1	0	0	1	0	2	106
その他	2	20	17	51	43	66	199	1567
意見要望	0	0	3	3	2	0	8	247
継続中	0	6	1	3	5	15	30	628
合計	24	65	57	129	101	135	511	10705

いる方々が、誰でも気兼ねなく福祉サービスを利用することができるように、また福祉サービス事業者には、自らの福祉サービスの質を高めるために「という両面から利用者・事業者双方に対する支援を行ってきたいと考えております。

福祉サービスに対する苦情、第三者委員会の設置や苦情解決のポスターをご希望の方はお気軽にお電話ください。

☎043-246-0294 (オ・イ・ふくし)



# これって愛なの？…それともDV!?

女性5人に1人が被害者！  
他人事じゃない!? DVの現状

出典/ \*1:2内閣府発行パンフレット  
\*2:STOP THE 暴力 改訂版  
「配偶者等からの暴力に関する調査」結果より  
(平成15年4月公表 内閣府)

あなたは悪くありません！  
暴力は絶対のタブー



一人で悩まず相談を

内閣府の調査によると、\*1女性の約5人に1人は配偶者等からの暴力の被害を受けているという結果が出ています。そして、\*2女性の約20人に1人がこれらの行為によって命の危険を感じているという、聞き流せない統計が発表されています。

「ドメスティックバイオレンス(DV)」とは、配偶者や恋人がそのパートナーに対して振るう暴力のことであり、DVには身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力と、さまざまな種類の暴力が含まれます。DVは、身体的な傷にとどまらず、心の傷や子どもへの影響など根深い問題を生み出すものであり、れっきとした犯罪です。

このDVという言葉自体は、一般的に浸透してきていますが、多くの女性はDVなんて自分や友人などとは関係のない事と捉えているのではないのでしょうか？しかし、女性の被害の多さを表すこの数字は、近親者の間に起こる暴力を甘く見たり、「男は強くなくては」という社会の風潮に影響されているのかもしれない。

「夫は時々暴力を振るうけど、だんは優しいから」「私が彼を救ってあげなくちゃと思

て、暴力が日常化している被害者はDVを自覚できないというケースが多く見られます。また、DVによって肉体的にも精神的にも追いつめられているにも関わらず、パートナー(DV加害者)のもとから去ることに、「見捨ててしまった」という罪の意識を持つ被害者も少なくありません。しかしどんな状況であっても、DVはあくまで暴力を振るう側が加害者であり、被害者が自分を責める必要はないのです。辛かったら一人で悩まず、専門の窓口にもまず相談してください。

平成14年に本格的に施行された「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」により、配偶者からたび重なる危害を受けるおそれ大きいときに、地

方裁判所に「保護命令」の申し立てをすることができるようになりました。保護命令には、6カ月間被害者および場合によっては被害者の子どもにも近づかないようにする「接近禁止命令」と、配偶者を2カ月間住居から立ち退かせる「退去命令」があります。

**DVにならないために**

DVに関係ないというあなたも、普段パートナーとの間でこんなコミュニケーションの仕方をしてはいかがでしょうか。

「(アイ)メッセージ…相手の言動を不快に感じたときは、相手を非難する言い方ではなく、自分の悲しいという気持ちを落着いて伝えてみましょう。」

タイムアウト…自分や相手に強い「怒り」の感情を感じたら、一時的にその場を離れて気持ちを静めましょう。散歩などをするとう�효果的です。

過度の束縛もDVのひとつです。愛情とDVの間に線を引くことは難しいかもしれませんが、本当の「愛情」とは、パートナーを自分と同じように尊重することです。

大切なパートナーとの関係を、見直してみませんか。

## DVセルフチェック



### 心当たりはありませんか？相手の行動に見るDVの影

DVは、家庭内だけの問題ではありません。恋人同士の中にも、「デートDV」と言われる行為が存在します。をチェックし、自分とパートナーとの関係にDV行為があるかどうか確認してみてください。

嫉妬深く、ささいなことでやきもちをやく  
自分の言うことに何でも従えと言う  
あなたを殴る、髪を乱暴に引っ張る  
ものに当たったりものを投げつける  
あなたが大切にしているものを壊す  
あなたをばかにしたり侮辱したりする  
話しかけても無視し続ける  
あなた宛の手紙やメールを勝手に見る  
あなたに生活費を渡さない  
あなたが外で働くことを妨害する  
あなたの外出を制限する  
性行為の時、避妊に協力しない  
子どもの前であなたに暴力を振るう  
あなたの釈明する機会を奪う

あなたが恥ずかしいと思うことをさせる  
暴力を振った後は、急に優しくなる  
友人との約束よりも自分を最優先させる  
ケンカや暴力の原因はあなたにあると責める  
「したら別れる、死ぬ」などと脅す  
同乗している車やバイクを乱暴に運転する  
あなたが病気の時に冷たくしたり辛くあたる  
あなたのルックスや性格、考え方をけなす  
実家や友人とのつき合いを止めさせようとする  
その日の行動や交友関係を毎日報告させる  
「養ってやっている」と惨めな気持ちにさせる  
暴力を振るっておいて「やっていない」と言う  
気が進まない時にも性行為を無理強いする  
お互いに関する重要な事を勝手に決めてしまう

項目に1つでも当てはまったら、DVの可能性を考えてみてください。

D V 被 害 者 支 援  
の 現 場 か ら

母子指導員 花島治彦さん

DV被害者とその子どもたちが多く生活する母子生活支援施設で母子指導員をしている花島さんは、「DVは、犯罪です。夫婦の間柄であっても、暴力を振るえば傷害罪が成立するのです。DV加害者に犯罪を犯したという自覚がない限り、違う女性を相手に同じ事が繰り返される可能性があります。DVから逃れて来た女性の中には、安堵感からか加害者から受けたDVについてびっくりするほど明るく話す人がいますが、そういう被害者にも、しばらく経ってから男性に対する恐怖感や不安感、うつ症状などが現れるケースがあります。DV被害を耳にした人は、話を聞いて被害者を助けてあげられる仕組みへとつなげてあげてください。DVを見過ごさないことが、被害者救済につながっていきます」と、DV被害者の一時保護後の様子を話してくれました。



花島さん

BOOK

愛する、愛される  
デートDVをなくす・  
若者のためのレッスン7

山口のり子 / 著(梨の木舎 刊)  
定価 1,260円(税込)



「これってDVなの?」とハッとさせられる一冊です。  
「(アイ)メッセージ」を使った上手なコミュニケーション方法について学ぶ事ができます。

ご相談はこちらまで

千葉県女性サポートセンター

専門相談員やケースワーカーなど現在54名のスタッフがDVに悩む人たちの支援にあたっています。婦人相談員が専用電話で行う電話相談は、365日24時間体制で、予約による面接相談や法律相談、心とからだの健康相談など、ケース毎の相談にも対応しています。また、緊急避難の必要なDV被害者の一時保護支援として、暴力から逃れて自立をしたい方にはシェルターの提供も行っています。シェルターは生活再建のために必要な日数(原則2週間まで)滞在することができ、食事や日用品も提供されています。



電話相談を受ける相談員

電話相談(無料) 365日24時間受付

☎043-302-1015 ☎043-245-1719

相談員 Tさん

DVの加害者には一定のタイプはなく、家庭外では人当たりがよい加害者も少なくないといえます。そういうケースでは、被害者が周囲に相談してもDV行為を信じてもらえない場合もあるようです。相談員のTさんは、「誰にも相談できずに一人で悩んでいる潜在的なDV被害者は、まだまだいると思います。そんな人に言ってあげたいのは、あなたは悪くないんですよ!ということ、ためらわず電話をかけてきて欲しいということです」と話してくれました。

DV防止・被害者支援活動

「ちば県民共生センター」・「千葉県男女共同参画課」

「ちば県民共生センター」及び「同東葛飾センター」では女性及び男性のための総合相談の窓口として、電話相談及びカウンセリング等を実施しています。

女性のための総合相談 ☎04-7140-8605

火曜日 / 9:30 ~ 20:00、水 ~ 日曜日 / 9:30 ~ 16:00

男性のための総合相談 ☎043-285-0231

水曜日 / 16:00 ~ 20:00

「千葉県男女共同参画課」では、高校生等を対象にしたDV予防セミナーの実施や、若者が企画・運営するフォーラムの開催、被害者にDV相談窓口の周知を図るためのカードの配布など、さまざまなDV防止・被害者支援活動を行っています。また、各地域健康福祉センターでもDV相談を行っています。

NPO法人 かしわ ふくろうの家

平成12年に設立されたふくろうの家では、無料の電話相談や有料カウンセリング、シェルター・シェルター退去後の住居「ステップハウス」の運営、自助グループ「サロンとまり木」の開催、学習会や講演会の開催など多岐にわたるDV被害者支援とDV啓蒙活動を行っています。「サロンとまり木」は、DVに悩む女性同志がお茶を飲みながら話しをしたりカウンセリングを受ける場で、月1回開催されています。



代表 細谷久子さん

電話相談(無料)月・木 / 12:00 ~ 17:00 ☎04-7132-0711

シェルター 入居相談 ☎090-5555-1034

シェルター入居費:大人1日2,000円、子ども1,000円

みなさん、「生活福祉資金」をご存じですか?

社会福祉協議会では民生委員と連携して、比較的所得が少ない世帯・障害者の世帯・高齢者の世帯に対して「生活福祉資金」の貸付をおこなっています。

【資金種類(例)】出産費、葬祭費、転宅費、福祉用具購入費、障害者のための自動車購入費、住宅の増改築または改修のための資金、高校・大学・専門学校等の修学費および入学の際の支度費、療養費、介護等費、被災した際の再建資金、技能習得のための資金、緊急小口資金、離職者支援資金、長期生活支援資金等

貸付条件(貸付対象、貸付限度額、返済期間、利子、連帯保証人の有無等)は資金種類ごとに異なります。貸付制度ですので返済の義務があります。なお、貸付審査の結果貸付に至らない場合もあります。

資金についての相談窓口 / お住まいの市区町村社会福祉協議会または民生委員へご相談ください。  
千葉県社会福祉協議会 ☎043-245-1551



お気軽にご相談ください

## 社会福祉施設 経営相談

福祉施設の運営にまつわる法律問題や会計税務、労務についての相談に応じています。事前に電話かメールでご連絡ください。

	法律相談	会計相談	労務相談
11月	8(水) 22(水)	6(月) 20(月)	1(水) 15(水)
12月	13(水) 27(水)	4(月) 18(月)	6(水) 20(水)
19年 1月	10(水) 24(水)	9(火) 15(月)	11(木) 17(水)
2月	14(水) 28(水)	5(月) 19(月)	7(水) 21(水)
3月	14(水) 28(水)	5(月) 19(月)	7(水) 22(木)

時間はいずれも午前10時～正午までです。

《千葉県社会福祉施設経営相談室》

直通電話 TEL.043-245-4450

不在のときは TEL.043-245-1103

専用メールアドレス

soudansitsu@chibakenshakyo.com

## 「ねんりんピック静岡2006」 出場の千葉県選手団結団式



静岡県で開かれる「ねんりんピック静岡（第19回全国健康福祉祭しずおか大会）」

に出場する千葉県選手団の結団式が、10月16日、千葉市内で行われました。

ねんりんピックは、スポーツや芸術活動などを通じて、活力ある長寿社会の形成に役立てることを目的に昭和63年から毎年開催されています。今年の静岡大会には、千葉県から選手や監督など総勢148人が参加します。

結団式では、岩下豊久健康福祉部次長から選手に対し、温かい励ましの言葉を頂きました。つづいて、岩下豊久健康福祉部次長から三平選手団長へ、そして旗手である栗芝正夫さん(弓道出場)へと団旗が手渡され、選手団としての結束が固まりました。

また、選手を代表して、剣道に出場する深井寛さんが、「日頃の練習成果を十分に発揮し、全国から集う仲間と交流を深めて参りますことをお誓いいたします。」と力強く宣誓しました。

大会は、10月28日から31日まで、静岡市などを会場に繰り広げられ、全国から延べ約50万人が参加し、スポーツや文化を通して交流を深めました。

## 千葉県共同募金会からのお知らせ 「第60回赤い羽根共同募金運動」 へのご協力をお願い致します！



昭和22年より始まった共同募金は、60年間の長きにわたり、福祉施設・社会福祉協議会・福祉団体(NPO・ボランティア団体等を含む)などを資金面から支え続けて参りました。平成17年度赤い羽根共同募金からは千葉県社会福祉協議会に対して、1,140万円の配分を行いました。

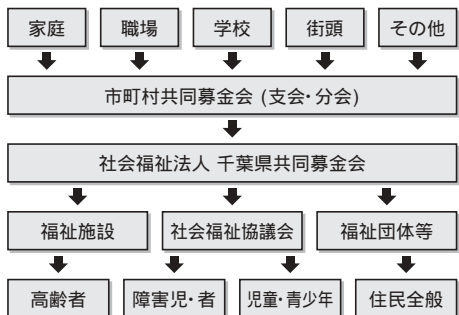
千葉県共同募金会では、多様化し拡大する県内の民間社会福祉事業をこれからも応援致します。

「地域の福祉、みんなで参加」のローガンのもと、今年も「赤い羽根共同募金」へのご協力をお願いします。

運動期間:平成18年10月1日～12月31日  
http://www.akaihane-chiba.jp/



### 【募金の流れ方】



## 知って？ 道路運送法の一部(福祉有償運送)が改正されました

国土交通省は9月に改正道路運送法施行規則を公布し、自家用有償旅客運送の対象の明確化、自家用有償旅客運送の形態を市町村運営有償

### 改正道路運送法施行規則と 対価について

改正道路運送法施行規則と対価について  
国土交通省は9月に改正道路運送法施行規則を公布し、自家用有償旅客運送の対象の明確化、自家用有償旅客運送の形態を市町村運営有償

移動困難者の移送を担うサービス提供団体の支援と、情報提供やネットワークづくりを行っています。

詳細は千葉県社会福祉協議会HP「地域福祉関係ページ」参照。  
なお、移送サービスに関する県及び国土交通省の担当は次のとおりです。  
千葉県総合企画部交通計画課  
総合企画室  
TEL 043-2223-2226  
国土交通省関東運輸局  
千葉運輸支局輸送課  
TEL 043-242-7335

移送サービスの推進を行っている千葉県社会福祉協議会は、千葉県移送サービス連絡会(代表 猪野裕子氏)と連携して、制度の研修や運転協力者講習会などを行っております。今般、道路運送法の一部が改正されましたのでお知らせします。

### 八十条許可から 七十八条登録へ

福祉有償運送は、障がいのある方や介護が必要でバスやタクシーを利用できない方を対象に、社協、NPOなどの事業所、ボランティアなどが通院や買い物などの移送を実費程度で行うサービスです。

これまで、このサービスを行う事業所などは地方自治体が設置する運営協議会で適切な団体かどうかを諮られた後、国土交通省へ道路運送法八十条の許可申請を行っていました。十月以降もこの基本的なスキームは変わりませんが、制度としてより明確になった改正道路運送法七十九条によると、運送の区域や事務所ごとに配置する車両数などを盛り込んだ書類を提出し、国土交通省へ登録を行うことになっています。

「地域福祉関係ページ」参照。  
なお、移送サービスに関する県及び国土交通省の担当は次のとおりです。  
千葉県総合企画部交通計画課  
総合企画室  
TEL 043-2223-2226  
国土交通省関東運輸局  
千葉運輸支局輸送課  
TEL 043-242-7335

福祉有償運送は、障がいのある方や介護が必要でバスやタクシーを利用できない方を対象に、社協、NPOなどの事業所、ボランティアなどが通院や買い物などの移送を実費程度で行うサービスです。

これまで、このサービスを行う事業所などは地方自治体が設置する運営協議会で適切な団体かどうかを諮られた後、国土交通省へ道路運送法八十条の許可申請を行っていました。十月以降もこの基本的なスキームは変わりませんが、制度としてより明確になった改正道路運送法七十九条によると、運送の区域や事務所ごとに配置する車両数などを盛り込んだ書類を提出し、国土交通省へ登録を行うことになっています。

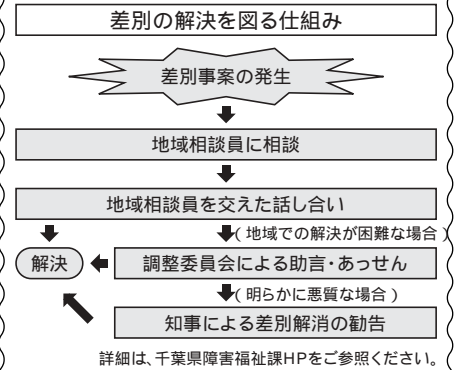
詳細は千葉県社会福祉協議会HP「地域福祉関係ページ」参照。  
なお、移送サービスに関する県及び国土交通省の担当は次のとおりです。  
千葉県総合企画部交通計画課  
総合企画室  
TEL 043-2223-2226  
国土交通省関東運輸局  
千葉運輸支局輸送課  
TEL 043-242-7335

福祉有償運送は、障がいのある方や介護が必要でバスやタクシーを利用できない方を対象に、社協、NPOなどの事業所、ボランティアなどが通院や買い物などの移送を実費程度で行うサービスです。

これまで、このサービスを行う事業所などは地方自治体が設置する運営協議会で適切な団体かどうかを諮られた後、国土交通省へ道路運送法八十条の許可申請を行っていました。十月以降もこの基本的なスキームは変わりませんが、制度としてより明確になった改正道路運送法七十九条によると、運送の区域や事務所ごとに配置する車両数などを盛り込んだ書類を提出し、国土交通省へ登録を行うことになっています。

福祉有償運送は、障がいのある方や介護が必要でバスやタクシーを利用できない方を対象に、社協、NPOなどの事業所、ボランティアなどが通院や買い物などの移送を実費程度で行うサービスです。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人が住み慣れた地域で偏見や誤解から生ずる差別を受けることなく、自分らしく暮らしていくための条例です。何が差別であるかを明らかにし、第三者を交えた話し合いによる解決を基本とした仕組みを定めた国内初の条例です。条例は、来年7月から施行されます。この条例は、何が差別なのかを県民の目に明らかにするために分野ごとに定義しています。また、個別の差別事案を解決するために、相談業務に当たる「地域相談員」や、事案の審理に当たる「調整委員会」を設置し、さらには差別の背景にある制度や習慣について話し合う「推進会議」、頑張っている人を応援する仕組みとして「表彰」などの規定を盛り込んでいます。



## 第26回 千葉県ボランティアの集い

テーマ  
見直そう、地道な活動、そして新たな挑戦

日時  
平成19年1月8日(月)~9日(火)

場所  
小湊ホテル三日月(鴨川市)

記念講演  
服部幸應氏 ~食育のすすめ~  
分科会

1. 今だからボランティアの原点
2. 『災害』の備え大丈夫ですか
3. 『聴いてください』シニアピア・傾聴ボランティア事業の取り組み
4. リサイクルに取り組む『缶嚮造形』
5. グループリビングって?

自立していきいき暮らせる住まい

参加希望者は、12月11日(月)までに  
地元の市町村社会福祉協議会へお申込みください。

## 苦情解決に関する社会福祉事業 経営者巡回指導の実施

**目的**  
千葉県運営適正化委員会苦情解決部会では、社会福祉事業経営者が自主的かつ適切に苦情解決が行われるように、巡回指導を実施しています。

**対象**  
この対象は、社会福祉法第2条に規定する福祉サービスを提供する事業者です。

**内容**  
巡回指導の内容は、次のとおりです。  
(1) 事業者段階で行った苦情解決全般についての助言、評価。  
(2) 事業者が設置した、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員が苦情解決を適切に行うための技術的援助。

**訪問者**  
巡回指導において訪問・指導を行う者は、社会福祉士・弁護士・医師並びに大学教授など8名の苦情解決部会委員及び事務局職員です。

**巡回指導の申込み等**  
巡回指導は通年で実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

なお、申込み等は次のとおりです。  
(1) 巡回指導を希望する事業者は、苦情解決に関する社会福祉事業経営者巡回指導申込書(千葉県社会福祉協議会HP内に掲載)により、事務局あてにお申込みください。  
(2) 事務局において、申込者(事業者)と日程調整のうえ実施日等を決定し、社会福祉事業経営者巡回指導実施通知書によりお知らせします。

(3) なお、苦情解決部会において巡回指導の実施を決定した場合には、当該事業者の同意の上で巡回指導を行うこともできるようになっています。

**お問い合わせ**  
千葉県運営適正化委員会事務局  
TEL.043-246-0294  
E-mail:support@chibakenshakyo.com

## 第2回 福祉のしごと就職フェア・inちば

社会福祉施設等へ就職を希望する人を対象に、求人のある施設側と個別に面談を行います。

**日時**  
平成18年12月9日(土)  
12:00~15:30  
(11:30から受付開始)

**場所**  
幕張メッセ国際会議場  
千葉市美浜区中瀬2-1

**対象**  
社会福祉施設等に就職を希望する方  
(入退場自由)

**【交通】**  
JR京葉線「海浜幕張駅」より徒歩5分

## 福祉のしごと土曜面談会 (ミニフェア)

社会福祉施設等へ就職を希望する人を対象に、求人のある施設側と個別に面談を行います。(主に随時募集求人)

**日時**  
平成19年2月3日(土)  
12:00~15:30  
(11:30から受付開始)

**場所**  
千葉県社会福祉センター 研修室  
千葉市中央区千葉港4-3

**【交通】**

- ・JR京葉線「千葉みなと駅」より徒歩10分
- ・JR総武線「千葉駅」より徒歩15分
- ・千葉都市モノレール「市役所前駅」より徒歩3分

<就職フェア・ミニフェアのお問い合わせ>  
千葉県福祉人材センター  
TEL.043-248-1294



このような、県社協事業に企業とのコラボレーション企画をしたのは今回初めて、フェアに華を添えていただきました。このようなイベントが企業の社会貢献の活性化につながっていくことが重要です。(人材センター)

参加した学生さんからは、「的確なアドバイスにプロを感じた。」「自分の使ったことのない色使いだったけど、ナチュラルだった。新しい発見だった。」「自分のメイクの落とし方が間違っていた。勉強になりました。」と感想を述べていました。最近では、利用者にメイクをする社会福祉施設も増えてきていることから、就職後の職場においても役立つ技術習得の助となれば幸いです。

「福祉職場への就職活動に役立つセミナー」を、去る9月10日(日)に幕張メッセ国際会議場にて、社会福祉施設への就職希望者と人材を求め、施設が参加した「第1回福祉のしごと就職フェア・inちば」と同時開催で行いました。

テーマは、第一印象を良くする就職活動にふさわしいメイクアップとして、学生さんに憧れの化粧品を扱う資生堂販売株千葉支店の飯高美智子さんに社会貢献の貫としてお願いしました。

モデルは、只今就職活動中、城西国際大学4年生の前田麻以子さん。初めてのモデル体験で少し緊張気味。レッスンは最新のお肌やさしい製品を使って、メイク落とし・スキンケア・ベースメイク・ポイントメイクと、普段つかない基礎テクニクをしっかりと教えていただきました。プロのテクニクに参加者の目はクギづけ!必死にメモをとる!

21世紀葉の花コミュニティプラン・県社協と企業とのコラボレーション企画  
~企業の社会貢献~ 資生堂販売(株)千葉支店



船橋市

社会福祉法人地蔵会  
紙好き工房  
空と海

〒274-0056  
船橋市神保町189-1  
TEL 047-456-2188  
http://homepage2.nifty.com/kamisuki/index.html



「ここでは、みんなが「芸術家」障がい者が作ったものと謳わずに作品の魅力でアピールしています。

味のある工芸品は、  
芸術作品の域



「もの創るのは、温かみの  
を創るよ」とある絵や書  
の奥野さんが描かれた  
大きなタペストリーや

屏風に、何度も塗り重ねられた柿渋が独特の風合いを出している手漉き和紙のバッグやカゴ。紙工芸品の原料となる和紙は、水槽に沈めた木枠の中でコウゾという植物の繊維を手で丁寧に薄く広げ、木枠ごと天日で乾かす「古代溜め漉き法」という方法で作ります。

紙工芸品のほかには、クスノキやケヤキを時間をかけて磨いた額縁や皿。機織りで織った布や毛糸で作った服や帽子。どれも存在感に溢れる「一点もの」です。この工芸品の数々を、商品として毎月何百点も作り出しているのが、船橋市にある知的障がい者の通所授産施設である社会福祉法人「紙好き工房 空と海」です。画家の大野待子さん、書道家の奥野満さんが理事長と理事を務め、お二人の才能と経験をいかした作品づくりに、現在



31名の利用者が励んでいます。作業所では、紙漉きと紙工芸品の加工、木工芸品作り、機織りを行っています。それぞれが自分に合った作業を楽しみ続けられるよう、入所時に利用者の向き不向きを見極め作業を割り当てていきます。作品の売上げに応じて、利用者には給料と年2回ボーナスも支給されます。利用者はものづくりを楽しみながら、作品が完成する喜びや売れる喜びを味わい、誇りを感じています。

工芸品は、作業所での直売のほか全国各地のデパートで月に1〜2回ペースで展示販売しています。デパートでの販売の際は、障がい者が商品作りたずさわっているということはあえてあかさずしていますが、その温かみ味わいに魅力を感じてか商品が売れることもしばしば切れることもしばしばだと言います。

さまざまな余暇体験が  
感性を磨く



空と海は、作業以外の活動も特徴的です。ノーマライゼーションの実現を目指し毎年2月に開催される、ほうと in ふなばし芸術祭」というイベントでは、実行委員となり全国の障がい者が作った500点を超える芸術作品を紹介しています。スポーツも盛んで、毎日の作業前に体操やランニングなどのトレーニングを1時間行い、水泳やカヌー、冬には泊まりがけでクロスカントリースキーなどを行っています。

庭では障がい者のリハビリにも効果があるといわれる乗馬も行います。アウトドアスポーツで体力と判断力を養い、美しい自然に触れ感性を養い、そうした体験を日々のものづくりに反映させるという狙いもあるようです。

近々敷地内に独立したショップを建て、作品を買い求めるお客さんに対応していきたいとしています。障がい者である利用者が、商売として成り立つ芸術作品を作り経済的に自立できる。空と海は、そんな施設の実現を目指しより良い作品を作り続けます。

「自然の中の宿」  
久留里荘を  
ご利用ください。

夕刻、久留里荘に到着した。  
「寂しさはその色としもなかりけり横立つ山の秋の夕暮れ」を思い出した。  
どの色が寂しい色であるとか...、特別なことはないが、山の秋の夕暮れ時、杉や檜がまっすぐ聳え、まっすぐな影を引く姿は格別の思いがめぐってくる。  
久留里荘の秋の夕暮れははとでもきれいである。(Y.K)

新古今和歌集の寂蓮が詠んだ歌、また「三夕の歌」のひとつ  
参考: READING ALOUD ENJOYING THE 100 BEST JAPANESE TANKA POEMS  
佐佐木幸綱 監修



宿泊料 消費税込				
利用者区分	宿泊料	食 料		合 計
		朝 食 料	夕 食 料	
60歳以上の方	2,920円	830円	2,070円	5,820円
一般利用の方	3,830円	870円	2,170円	6,870円
小学生	2,920円	830円	2,070円	5,820円
幼児(4歳以上)	1,460円	実 費	実 費	1,460円 +実費
幼児(4歳未満)	無 料 (布団不使用の場合)	実 費	実 費	実 費

休憩料 消費税込	
利用者区分	休憩使用料
60歳以上の方	お一人様1日 700円
一般利用者	お一人様1日 1,050円
小学生	お一人様1日 620円

久留里荘

〒292-0434 千葉県君津市向郷1632 TEL 0439-27-3180 FAX 0439-27-2776 http://park21.wakwak.com/ kururiso/

編 集  
後 記

『紙好き工房』におじゃましました。ここでは、晴れた日には広いお庭で作業をしています。あたたかい光を浴びながら、大きな木の下でのびのびと作業をする風景を見て、ぬくもりあふれた作品がたくさん生まれる秘密は、ここにあったのか〜!と納得しました。  
特集2「DV」の取材で、たくさんのお話を聞いていく中で、「恋愛や結婚って...本当にむずかしいなあ」と、思わずにはいられませんでした。(Y)

